

## 着衣上の背面、広告、ロゴ等の表示に関する取り決めについて

平成 21 年 6 月 28 日

事業本部競技審判部

平成 21 年度本会第 1 種大会の中で一部標記事項に関する変更がなされた大会があり、全 1 種大会の運用上の公平を図るため、次のとおり決定しました。

1. ウェア（上着）の背面には、3 行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。
  - \* 文字列各行の大きさは、高さ 6 c m ~ 1 0 c m、横 3 0 c m 以内とし、各行には、選手名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を表示するものとする。ただし選手名とチーム名等、異なる項目を同一行に表示することはできない。
  - \* 背番号を表示する場合は、文字列の下、中央部に表示するものとし、大きさは縦 1 5 c m、一桁横 7 c m 程度とし、二桁以内とする。
2. ウェア（上着）の前面には、1 行までの文字列の表示と、前番号の表示を認める。
  - \* 文字列の大きさは、高さ 6 c m ~ 1 0 c m、横 3 0 c m 以内とし、チーム名又はスポンサー名のいずれかを表示することができる。
  - \* 前番号はウェア前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは縦 8 c m、一桁横 4 c m 程度とし、二桁以内とする。
3. ウェア（上着）には、右襟、左襟、右袖、左袖、ウェア前面の 5 か所に 3 つまで、スポンサーロゴ、チーム名、個人名を表示することができる。ただし、1 ヶ所に表示できるものは 1 つまでとする。
  - \* 1 つのロゴの大きさは 2 0 c m<sup>2</sup> 以内とする。
  - \* メーカーのロゴはその数に入れない。
4. ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面に 2 つまでのスポンサーロゴ、チーム名、個人名を表示することができる。
  - \* 1 つのロゴの大きさは 2 0 c m<sup>2</sup> 以内とする。
  - \* メーカーのロゴはその数に入れない。
5. 本会又は、7 連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記 1 ~ 4 の規定内で各大会独自の表示規程を定めることができる。